

持続可能な漁業の発展のために

～漁業における資源管理の推進と認証を中心に～

南 眞 二（新潟大学）

- I はじめに
- II 漁業に関する制度的枠組み
- III 現行制度の問題点
- IV 漁獲の個別割当制度の検証
- V 漁業・水産物認証制度とラベリング
- VI まとめ

I はじめに

FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations : 国際連合食糧農業機関) の『世界漁業・養殖業白書』(2010年日本語要約版)によると、2008年の世界の漁業・養殖業による魚介類供給量は約1億4200万トン(うち食用1億1500万トン、非食用2700万トン)で、人口1人当たりの供給量は過去最高であった。そして、海洋漁業資源で低開発あるいは控えめに開発されていると評価された漁業資源の比率は1970年代中期の45%から2008年には15%に低下する一方で、過剰開発、枯渇あるいは枯渇から回復しつつある状態の資源は1974年の10%から2008年には32%に増加し、十分に開発された資源は1970年代以降はほぼ一定で50%となっており、世界の海面漁獲量の約30%を占める上位10魚種のほとんどは十分

に開発された状態にある。特に、高度回遊性魚種、ストラドリング魚種といった公海の漁業資源の減少が深刻とされている¹。

日本ではこれまで漁業法等に基づく規制や漁業者による自主的取組みが行われてきた。日本の漁業経営は地域・漁業種類等によって多様という側面を有しており、近年の資源水準は安定あるいはやや回復傾向にあるものの、全体的に漁業生産額全体の減少、漁業就業者の高齢化、漁船の高船齢化などが進行している²。

新潟県でもこれまで、資源管理を進めるためマナマコなどの資源回復計画や、漁獲物の付加価値を高めるため佐渡寒ブリなどのブランド化に取り組んできたが、2011年9月から5年間「新資源管理制度導入モデル事業」として、ホッコクアカエビ³を対象に、佐渡市赤泊地区⁴でえびかご漁業者

-
- 1 井田徹治「世界の海で今、何が？深刻化する漁業資源の減少」
(http://www.gef.or.jp/seisakuteigen/2006seminar.../1_2_05302006ida.pdf)
高度回遊性魚種—各国の排他的経済水域や公海を回遊する魚種（サメ、マグロ・カツオ・カジキ類等）、ストラドリング魚種—ある国の排他的経済水域と公海にまたがって生息する魚種（タラ・ヒラメ類等）
 - 2 水産庁編『水産白書—平成22年版』54・58-60・75・85-87頁。ノルウェー・ニュージーランド等の他の主要水産国と比較した日本の漁業の特徴は、内需向けに少量・多種で価格の高い鮮魚の供給が主となっている（55頁）。
 - 3 学名 *Pandalus eous*で、日本では甘エビ、南蛮エビとも呼ばれる。北太平洋の冷水域に広く生息する種であり、漁獲対象とされる地域は本州日本海側の鳥取県以北と北海道周辺であるが、資源状態は高位水準で増加傾向にあるとされている—平成22年度ホッコクアカエビ日本海系群の資源評価 (<http://abchan.job.affrc.go.jp/digesta22/details/2271.pdf>) 1616頁。四方崇文・五十嵐誠一『石川県におけるホッコクアカエビの資源管理』石川県水産総合センター研究報告5号27頁（2010）他。
 - 4 日本海本州沿岸のホッコクアカエビ漁業は現在、沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、かご網漁業により行われているが、赤泊地区は底びき禁止区域でかご網による漁獲が行われている。2012年1月28日に赤泊漁業協同組合、翌29日に新潟県えびかご漁業発祥の地である水津漁業協同組合に聴取調査実施。水津ではえびかご漁業をプール計算で実施していたが、漁業者の

の経営体（漁船）ごとの個別漁獲割当、漁具の網目拡大、漁期の延長（7・8月）、漁獲報告票の提出と県職員による水揚げ時の立会検査及び減収等に対する低利融資などの支援措置を行うこととしている。

持続可能な漁業を実現するための課題として、(1)漁業における資源管理の推進、(2)漁業・水産物認証制度とラベリング、(3)水産物トレーサビリティの向上、(4)違法操業の取締りなどが考えられるが、上記の動きも踏まえ、このうち(1)(2)を中心に考察することとする⁵。従って、生物の多様性に関する条約第10回締約国会議で議論された「海洋及び沿岸の生物多様性」といった観点からの言及は行わないこととする。

II 漁業に関する制度的枠組み

1 漁業に関する資源管理手法—漁業法を中心に

漁業に関する資源管理手法としては、漁業法等の法制度と漁業者の自主的取組みに大別される。法制度のうち主なものは、漁業法（1949年12月15日公布）、水産資源保護法（1951年12月17日公布）、海洋水産資源開発促進法（1971年5月17日公布）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（1996年6月14日公布、以下「海洋生物資源法」）があるが、この他に水産基本法（2001年6月29日公布）、海洋基本法（2007年4月27日公布）

高齢化などでえびかご漁業そのものをやめたとのこと。アンコウ漁業は船の順番を決めて実施し、結果的に漁業者はほぼ同量の水揚げ。

- 5 違法操業の取締りについては、北村喜宣「司法警察員と漁業秩序の維持」『行政法の実効性確保』（有斐閣、2008）245-311頁。国際的な枠組みを守らない操業は、Illegal, Unreported, Unregulatedの頭文字をとり、IUU漁業と呼ばれている。食品のトレーサビリティについては、南真二「食の安全をめぐる法と政策」阿部古稀『行政法学の未来に向けて』（有斐閣、2012）423-438頁。

があげられる。このうち、漁業法は1910年（明治43年）成立の旧漁業法のうち沿岸漁業制度を全面的に整理したものであるが、農地改革と同様な民主化措置として優良な漁業権を独占していた網元等から実際に漁業を行う者に漁業権を保有・活用できるように改めたものである。漁業権と漁業許可等を柱としているが、前者の漁業権漁業（免許）は地先海面における漁村集落による漁場秩序が引継がれたものであり、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権に区分される（6条）。後者の漁業許可等は小規模な沖合漁業・沿岸漁業について、(a)都道府県知事による許可（66条1項）、(b)農林水産大臣が都道府県別の最高限度を定める法定知事許可（66条3項—小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業など）、(c)水産動植物の繁殖保護等かつ政府間の取り決め等から統一的に措置する必要性のある指定漁業の許可（52条—沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業など）、(d)漁業取締等のため省令に基づく特定大臣許可（東シナ海はえ縄漁業など）、さらには(e)資源状況把握等の目的による届出（小型スルメイカ釣り漁業など）に区分される⁶。許可等を通じて操業区域・期間・漁具・採捕の制限などが実施されている。

水産資源保護法は水産資源の保護培養のため、水産動植物の採捕制限や保護水面、遡河魚類（サケ・マス）の保護培養の規定を置くとともに、漁業法65条1・2項をも根拠として、漁業の種類等により漁船隻数・漁獲数量の最高限度を定めることができるとしている（4・9・13・14・20条）⁷。

6 金田禎之『新編漁業法詳解（増補三訂版）』（成山堂書店、2008）1-15頁。漁法については、同『日本の漁業と漁法（改訂版）』（成山堂書店、2005）参照。他に、辻唯之「漁業の改革と戦後の県漁業」香川大学経済論叢65巻2号5-6頁（1992）、加瀬和俊「漁業権『開放』は日本漁業をどう変えるか」世界822号58頁（2011）など。(d)(e)の根拠省令は「特定大臣許可漁業等の取締まりに関する省令」でそれぞれ、3条、19条に規定。

7 金田禎之『新編漁業法のここが知りたい（改訂版）』（成山堂書店、2010）130-143頁。

海洋水産資源開発促進法は、沿岸海域における水産動植物の増殖・養殖の計画的推進と漁業者団体等による海洋水産資源の自主的管理促進を定めたものであるが、漁業者団体等による資源管理協定の締結及びそれに対する行政庁の認定制度は1980年代に資源管理型漁業が論じられる中で改正創設されたものであり、漁業者の自主的取組みとして位置づけられる(北部日本海海域ハタハタ資源管理協定など)。

資源回復計画は水産基本法の定める水産資源の持続的な利用、適切な保存管理といった方向性に沿って創設された漁業管理制度であり、直接法律等を根拠としたものではないが、緊急に資源回復を図る必要のある魚種について漁業者の参加も得て、国・都道府県が作成している。減船・休漁・保護区設置・漁具改良・種苗放流等をその取組内容としており、マサバ太平洋系群資源回復計画・サワラ瀬戸内海系群資源回復計画など多くの計画が作成されている。2011年度からは、資源回復計画等により行われている計画的資源管理を他の魚種・漁業にも拡大するとともに、漁業共済を活用した補助を仕組みとする資源管理・漁業所得補償対策が導入されている。

なお、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づき、高度回遊性魚種である大西洋クロマグロ・ミナミマグロについては、遠洋カツオ・マグロ漁業者別及び大西洋クロマグロ又はミナミマグロ採捕従事船舶別に年間漁獲量限度の割当が行われており、それに伴い採捕した大西洋クロマグロ等の表示の義務づけや水揚港が制限されることとなる(18条・57条・58条・91条の4)。この漁獲量割当は、(a)大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(International Convention for the Conservation of Atlantic Tunas、1967年8月24日日本批准)又はみなみまぐろの保存のための条約(Convention for the Conservation of Southern Bluefin Tuna、1993年11月5日日本批准)による日本への割当量、(b)これらの採捕を行う漁業者及び採捕従事船舶の操業状況を勘案して行うものである。1982年に採択された海洋法に関する国際連合条約(United Nations Convention on the Law of the Sea、以下「国連海洋法条約」)63・64条を受けて、「分布範囲

が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks、略称：国連公海漁業協定）が1995年に採択されたが、この中で地域漁業管理機関等との協力などが定められている⁸。

2 漁業に関する資源管理手法—海洋生物資源法を中心に

1996年に批准等の手続を経て国連海洋法条約は日本について効力が発生したが、それに伴い海洋生物資源法の他、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」が他の既存法一部改正と併せて制定された⁹。このうち、海洋生物資源法は国連海洋法条約61・62条を国内実施するために制定された法律であるが、排他的経済水域等における海洋生物資源について

8 バトリシア・バーニー／アラン・ボイル著、池島大策・富岡仁・吉田脩訳『国際環境法』（慶應義塾大学出版会、2007）758-759・770-779頁。磯崎博司『知っておきたい環境条約ガイド』（中央法規出版、2006）106-107・110-111・122-123頁参照。国連公海漁業協定について、小松一郎「公海漁業の規制と国家管轄権」山本古稀『国家管轄権—国際法と国内法』（頸草書房、1998）210-218頁は、一定の魚種に着目したものではあるが、国連の場での大多数の国の参加・交渉による公海漁業規制であるという意味で、以前の魚種別方式より適用基盤がはるかに広く、この分野における国際法秩序の形成という観点から特別の意義を認められるとしている。

9 小森光夫「条約の国内的効力と国内立法」前掲注8）『国家管轄権—国際法と国内法』564-565頁。

漁獲量及び漁獲努力量の管理のための措置を講ずるものであり¹⁰、漁獲可能量（Total Allowable Catch：TAC）、漁獲努力可能量（Total Allowable Effort：TAE）の概念がそれぞれ2条2項、2条4項で定められている。

即ち、TACとは「排他的経済水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの年間の数量の最高限度」をいい、適用される海洋生物資源（第一種特定海洋生物資源）は施行令でサンマ・スケトウダラなど7魚種が選定されている（1条）。一方、TAEは「排他的経済水域等において、海洋生物資源の種類ごとにその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて漁獲努力量による管理を行う場合の海洋生物資源の種類ごとの当該採捕の種類に係る年間の漁獲努力量の合計の最高限度」をいい、適用される海洋生物資源（第二種特定海洋生物資源）は施行令でアカガレイ・イカナゴなど9魚種が選定されている（2条）。TAEは資源回復計画の対象となる魚種について定めるものであるが¹¹、TAC・TAEとも最大持続生産量（maximum sustainable yield：MSY）¹²を実現できる水準への特定海洋生物資源の維持・回復を目的に資源動向等の他、漁業経営その他の事情も勘案して基本計画で定めることとしており（3条3項）、国連海洋法条約61条3項の同様な規定を受けて定められたも

10 前掲注8）『国際環境法』734-756頁。水上千之『海洋法一展開と現在』（有信堂、2005）192-209頁。

11 佐藤力生「本音で語る資源回復計画」水産振興442号1-46頁（2004）はTAE創設時の水産庁担当者から見た顛末が書かれていて興味深い。

12 MSYとは、資源量に応じて自己調節的に更新可能な水産資源の性格からある一定の環境条件のもとでは、持続的に取り上げることが可能な最大の漁獲量をいう—竹内俊郎他編『改訂 水産海洋ハンドブック』（生物研究社、2010）124頁。MSY理論に対しては、レジームシフト（regime shift）理論からの批判があるが、レジームシフト理論に基づく資源管理は個々の種個体群の管理ではなく生態系管理である。従って、生態系がレジームシフトのどのレベルにあるかによって、個体群の許容漁獲量が設定されるべきとする—川崎健『イワシと気候変動—漁業の未来を考える』（岩波書店、2009）。

のである。TAC・TAEについては、自主的に協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる旨の規定が定められており(13条)、サンマ・サバ類などで活用されている¹³。なお、TAC選定の7魚種の日本の漁業における総漁獲量(遠洋漁業を除く)に対する比率は2000-2004年度平均で35.1%と約1/3に達している¹⁴。

このように漁業に関する資源管理手法を見てきたが、これらの手法は、(a)入力管理=投入量規制(input control)、(b)技術的管理(technical control)、(c)出力管理=産出量規制(output control)に分類される。(a)には漁業権・漁業許可(隻数・トン数・漁具・漁法など)やTAEが、(b)には漁期・漁場・網目などが、(c)にはTACが含まれる。日本の漁業秩序は従来(a)入力管理=投入量規制により行われてきたが、漁業に関する国際問題・紛争を経た上での国連海洋法条約等の成立に伴い、(c)出力管理=産出量規制が導入されるに至ったものである。

Ⅲ 現行制度の問題点

1 資源減少の原因への考察

日本では漁業資源の維持・回復に向けて、様々な取組みが行われているにもかかわらず、なぜ多くの魚種で資源は減少しているのだろうか。原因として、(a)自由参入を原則とした公海漁業における乱獲、(b)共有財産としての漁業資源における利益追求、(c)漁業監視の困難があげられる。(a)は漁船の漁獲能力の増大や漁船数の増加の他、漁獲競争からくる小型魚漁

13 松井隆宏・中嶋康博「サンマ生産調整のインセンティブ構造—ゲーム論的視点から」(http://www.jifc.or.jp/report/pdf_h21/2122.pdf)など。

14 「我が国における資源管理の現状と課題」(平成20年4月24日水産庁)17頁。

獲、過剰投資、漁場の集中、過剰漁獲があげられる¹⁵。(b)は漁業資源を「無主物」(民法239条1項)と規定する日本と「共有資源 (common property resources)」と見做す欧米では基本的な概念上の相違があるものの、個別具体的な所有権が漁獲＝「先占」によって成立する点は共通である¹⁶。早い者勝ちの競争になりやすく、資源の枯渇を招くことになる。海面は港湾・漁港・海岸保全区域など港湾法等の個別法で管理区域・内容が定められているもの以外は法定外公物とされている。ルーズなグローバル・コモンズ (global commons) が「共有地 (コモンズ) の悲劇」をもたらすのに対し、タイトなローカル・コモンズ (local commons) は資源の持続的利用を可能とする利用形態と考えられており、日本特有の制度である共同漁業権はコモンズの地先水域の漁業協同組合による生態系管理の側面を持つこともあって、沿岸域の利用・管理に漁業の果たす役割は大きい¹⁷。(c)は漁業法等に基づき、漁場の監視や密漁の取締りなどを行っているが、海域が広大なこと、密漁が巧妙なこと、監視体制・装備面で必ずしも万全でないことなどから、十分な成果をあげていない¹⁸。漁業者まで遡って追跡可能なトレーサビリティ・システムや漁獲物が適切に管理された漁業によるものであることが証明できる水産エコラベル制度が整備されれば異なる側面からのアプローチとして一定の効果が期待できるが、特に水産エコラベルについての普及はこれからの課題である。

15 倉田亨編著『日本の水産業を考える―復興への道』(成山堂書店、2006) 93-112頁。前掲注12)『イワシと気候変動』7-11・163-168頁他。

16 小野征一郎『水産経済学―政策的接近』(成山堂書店、2007) 219-220・234頁。

17 前掲注15)『日本の水産業を考える』112-113・155-171頁。前掲注12)『イワシと気候変動』196頁。2008年に自主的な資源管理を行っている漁業管理組織は1738である(前掲注2)『水産白書』77頁

18 前掲注2)『水産白書』78-79頁。

2 資源管理手法の有効性

産出量規制であるTACを投入量規制や技術的規制と比較した場合の特徴を(a)実施の前提条件、(b)メリット、(c)デメリットに分けると、(a)は対象種についての漁獲可能量の決定に足るだけの漁獲データや生物学的知見の存在、漁獲量管理が可能な漁業実態にあることなどが、(b)は資源の増減に応じた機動的管理が可能、手法・目的の客観性・わかりやすさが、(c)は数量の設定・管理にかなりの労力・コストが必要、小型魚保護等の質的規制を意図した管理には不適などがあげられ、逆に投入量規制や技術的規制のメリットとしては①複数の漁獲資源全体を規制対象にできる、②努力量に着目するため取締り等の監視が比較的容易であることなどがあげられる(平成20年6月24日・水産庁資料「TAC制度の現状と課題」)。TACは国の基本計画、都道府県計画に基づき漁業種類・地域ごとに分割して配分されるが(3・4条)、漁業者による自主的協定等が締結されていない場合は、いわゆるオリンピック方式(非個別割当方式)で、一部例外を除いて個々の漁業者・漁船ごとの配分までは行われていない¹⁹。もっとも、オリンピック方式とは言っても、漁業団体や地域ごとの漁獲実績に応じたTAC配分の範囲内でのことであるが。

TACは、対象魚種の資源評価に基づき決定される生物学的に許容される漁獲量(ABC: Allowable Biological Catch)を根拠に定められるが、海洋生物資源法3条3項では、特定生物資源の維持・回復を目的に資源動向等の他、漁業経営その他の事情も勘案して基本計画で定めることとしていることからABCを超えた設定が問題とされたり、海洋環境の影響の反映の困難さなどの評価モデル自体の持つ問題、あるいは若齢魚のデータ不

19 稲熊利和「水産資源管理をめぐる課題～TAC制度の問題とIQ方式等の検討」立法と調査312号102-103頁(2011)。山下東子『魚の経済学—市場メカニズムの活用で資源を護る』(日本評論社、2009)98-108頁。

足などデータ収集の困難さが指摘されている²⁰。現在7魚種選定されているTAC対象魚種の増加は、複数の魚種を漁獲する漁業種類にとっては漁獲管理が複雑になると共に、操業においても障害となるという理由で慎重な検討が必要とされている。

ABCの算定についても、MSYスキームが事実上踏襲されているが、(a)日本のTAC魚種はMSY理論に不適な浮魚が大多数を占め、産卵から漁獲対象として加入するまでに環境要因が圧倒的に作用する浮魚にはMSY理論に基づくABC算定はあまりにも誤差が大きい、(b)TAC算定の基礎であるABCの算定が極めてあやふやである以上、唯一のTAC値が確定できないし、管理方策も複数ありうるという指摘があり、TAC管理の直接の担い手である漁業者の積極的協力・参加を引き出すことが不可欠とされる。沖合漁業を中心とする日本のTAC・オリンピック方式は協定制度を組み込んで共有者集団による共同管理の傾斜を強めており、TAE制度はそれを加速させたと評されている²¹。

3 規制に関する改革論議

内閣府の所管する行政刷新会議（2009年9月18日閣議決定により設置）に置かれている「規制・制度改革に関する分科会」の農林・地域活性化ワーキンググループで水産業の改革案（改革の方向性）が示されているが（現在はワーキンググループ名変更）、その主な内容は次のとおりである。(a)過剰漁獲が主たる要因で水産資源の状態が極めて悪化しており、現行の資源管理と取締り制度を抜本的・早期に改革すべきであり、それにより漁

20 本田聡「資源評価と資源管理の間にあるもの—スケトウダラ日本海北部系群を例に」海洋水産エンジニアリング2007年9月号3-9頁。長谷成人「水産資源管理の基本理念について」水産振興447号37-43頁（2005）。

21 小野征一郎「TAC制度の現状と課題」漁業経済研究52巻2号38・42頁（2008）

場規制・漁具・漁期等の制限が大幅に削減・緩和できる、(b)沿岸漁業についても魚種ごとの資源量把握など、科学的な根拠に基づく持続的な利用の近代的資源管理の仕組みを導入・管理する、(c)TAC設定魚種を30種（日本の海面全漁獲量の約80%）に拡大し、漁業者・漁船ごとにIQ（individual quota：個別割当）を割り当てると共に、ITQ（individual transferable quota：譲渡可能性個別割当）方式も導入すべきである、(d)指定漁業（大臣許可漁業）ごとの水揚港を海面漁獲量の約80%をカバーするよう全国30港程度に指定し、漁業監督官等を配置する、(e)資源と環境を保護するための法制度を整備し、魚種ごとに全国ベース・各養殖漁場ごとの生産量設定を行うべきである、(f)クロマグロ養殖などを対象に大型区画漁業権許可制度を創設すると共に、養殖業における譲渡可能な個別割当制度を導入すべきというものである。

これに対する担当府省の回答は、(a)現在の水産政策は水産基本法に基づき、水産資源の持続的利用を重視する体系になっており、漁業法・水産業協同組合法も水産資源の適切な保存・管理の実現に貢献している、(b)独立した公的な試験研究機関による資源評価や資源回復計画に基づく減船・休漁は既に実施しているが、2011年度からは科学的根拠に基づいた資源管理指針・計画制度を実施すると共に、「資源管理・漁業所得補償対策」を導入する、(c)TAC魚種は種々の管理方策の一環として量的管理になじむもの等につき実施しており、現時点では新たな規制は講じる状況にないし、IQはより厳格な漁獲量管理が必要な魚種などについて必要に応じ導入を検討する所存である、またITQはわが国の漁業体系を大きく変えることから、現状の漁業就業者の急激な退出・減少の可能性と比較考量して適切と考えていない、(d)水揚港規制は民間の経済活動に対する大幅かつ一方的な規制強化になると共に、遠隔地への水揚げに伴う燃油コスト増など、相応の政策的必要性がなければ困難である、(e)(f)限られた漁場の中で営まれている養殖業は漁場の適切な利用と漁業生産力の維持を図るため、都道府県知事が適格性・優先順位を審査して免許しており、国等が総養殖

生産量設定・個別割当といった民間の経済活動に対する新たな規制導入は適切と考えられないというものである²²。ここには農林・地域活性化ワーキンググループと担当府省の間に水産資源の現状や法制度の実効性に対する見解に相当程度の違いが見られるが、担当府省の回答の基盤には「わが国の漁業許可制度や資源回復計画、漁業者間の自主的取組等により、操業隻数、操業期間・区域、網目等の漁業規制など、種々の操業に対する制限が地域特性等に応じてきめ細かく実施されており、この中で、漁獲努力量の調整機能が発揮されて」おり、「我が国の資源状況は総じて概ね安定している」という現状認識がある²³。

行政刷新会議における水産業改革案の源は2007年2月の「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」（水産業改革高木委員会緊急提言）に遡ることができる。緊急提言の内容は2007年12月の規制改革会議「規制改革推進のための第2次答申—規制の集中改革プログラム」に引継がれていく²⁴。

これらの主張を単純化すれば、①参入自由化、②自由操業、③漁獲量割当制となるが、高木委員会提言は一般産業及び農業に適用されてきた規制緩和論・外部企業新規参入促進論を日本の沿岸漁業に機械的に持ち込んだものであり、漁村の現場のエネルギーに支えられた日本漁業の強みを失わせて、諸外国の制度—漁業界の勢力が小さく、外部から漁業制度を勝手に操作してきた国々の制度—を模倣させようとするものに過ぎないという批

22 農林・地域活性化分野における規制・制度改革検討シート (http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/meeting/2010/subcommittee/0126/item10_06_08_03.pdf)

23 前掲注22)。他に、水産庁「第7回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会議事録」参照。

24 水産業改革高木委員会緊急提言、規制改革会議第2次答申は、それぞれ (http://www.nikkeicho.or.jp/Chosa.../takagifish070202_top.html)、(http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2007/1225/item071225_02.pdf) に掲載。前掲注19)『魚の経済学』217-221頁。

判がある。高木委員会提言の漁業における「入口規制から出口規制へ」「インプット規制からIQ、ITQ制度の採用へ」の理論的基礎はアメリカ直輸入の「事後チェック型行政」であるとも指摘している²⁵。

IV 漁獲の個別割当制度の検証

IQ・ITQ導入の根拠として、先駆的にこの制度を取り入れたアイスランド・ニュージーランド、あるいはこれに続いて制度を導入したことにより資源回復に成功したオーストラリア・韓国・アメリカなどが例としてあげられる²⁶。

これについては、多くの研究調査論文が発表されているので、それを踏まえて主張の妥当性を検証してみる。

1 譲渡可能性個別割当導入国の状況

ニュージーランドはIQ・ITQ制度を導入している国であるが、生物学的過剰漁獲への対応としてTAC導入、経済学的過剰漁獲（資本過剰化）

25 加瀬和俊「沿岸漁業への参入自由化論を駁す—高木委員会提言・規制改革会議答申を吟味する」水産振興484号2・5・8・9・17・21・52・61頁（2008）。民営化・規制緩和については、南真二「民営化の進展と公共性の確保」『法政策研究第10集』（信山社出版、2008）89-109頁。同「市場メカニズムの活用と自治体民営化」法政理論39巻1号1-37頁（2006）。

26 小松正之『日本の食卓から魚が消える日』（日本経済新聞出版社、2010）128-133頁。アイスランド・ニュージーランドは漁船数が少なく、比較的この制度を導入しやすい条件があった。ハマグリを個別割当制を実施している福岡県糸島漁業協同組合加布里支所も他からの地先共同漁業権内への入漁業者数がないという条件下にある（202-205頁）。国により、IFQなどの言葉が用いられているが、以下ITQに統一して使用する。

への対応としてITQが導入されたとされる。ニュージーランドのIQは該当する管理水域で該当する魚種の年間漁獲量を永久に付与するものであり、一定の範囲で自由に売買・賃貸や担保に供することもできる一種の財産権となっている。

以前IQは魚種別水域別で漁獲できる絶対量（トン）であったが、現在は総許容商業漁獲量の相対量（％）で定められており、ITQは漁獲割当そのものの取引と年間漁獲権の取引の2種類ある。ITQ導入後の1986-1995年の10年間で漁獲量・漁業労働者数共に増加しているが、ニュージーランド漁業界における労働生産性向上は漁業労働者数の増加率を上回る漁獲量の伸びによって確保されており、その要因としては新資源開発、資源回復、海外漁船の排除があげられている。特に、海外漁船の排除によるニュージーランド漁業界の漁獲量増加への影響は大きく、ITQ制度の真価は資源が十分に回復し、また新たな資源開発がし尽くされた時に問われることになると考えられている²⁷。なお、IQの75%は大手資産会社が保持している²⁸。

アイスランドは漁業立国ではあるが、水産資源の利用多様度は非常に低く、漁業構造・漁獲構成も単純であり、この点では輸出産業と位置づけられるニュージーランドと大きく異なっている²⁹。1976年からニシン漁業に個別漁船割当が導入されたのを皮切りに、1990年に漁業管理法（Fisheries

27 大西学「ITQ制度導入後のニュージーランド漁業界の変遷」(http://www.ps.ritsumei.ac.jp/assoc/policy_science/101/101_04_onishi.pdf)。寶多康弘・馬奈木俊介編著『資源経済学への招待—ケーススタディとしての水産業』（ミネルヴァ書房、2010）141-143頁を参照した。

28 真行・クラーク「外国のIFQの経験と日本におけるIFQの可能性」(http://www.mansfieldfdn.org.backup/...pdfs/ppt_clarkjapaneseversion.pdf)。資源評価を行っている主要魚種における資源状況悪化については、前掲注19)「水産資源管理をめぐる課題」111頁。

29 (独)水産総合研究センター「我が国における総合的な水産資源・漁業の管理のあり方(最終報告)」(2009.3.30) 47-48頁。

Management Act) により、小規模漁船を除くすべての漁業にITQを導入した。ITQの個別割当枠は持分割合が基準で、権利も永続的で分割・譲渡可能とされていた。この結果漁獲割当の集中と漁船の大型化が進み、上位10企業がTACに占める割合は2000年には48.1%に上昇した。その他、漁獲割当をリースされた買受人に水揚げが買い叩かれるという問題が発生したり、大型船による海上加工・輸出を行う大企業が増えた結果、地上の加工工場が減少し、地方漁港の雇用力も低下するという問題も起こっている³⁰。

ちなみに、(独)水産総合研究センター「我が国における総合的な水産資源・漁業の管理のあり方について(中間報告)」(2008)によると、日本の漁船数は219466隻に対して、ニュージーランド・アイスランド・ノルウェー・オーストラリアはそれぞれ1375隻・826隻・8664隻・約5000隻であり、アメリカ・韓国はそれぞれ27200隻・50398隻となっている。

2 EU・アメリカの漁業資源管理

EUは、加盟国の排他的経済水域をEUの共通海域として管理すると共に、1983年に共通漁業政策(CFP:Common Fisheries Policy)を策定し、TACと国別漁獲割当を行ったが、過剰漁獲に対する漁獲能力削減の失敗から2002年に共通漁業政策を見直し、漁獲量管理に加えて、操業日数・漁船トン数等の漁獲努力量管理を導入、危機的資源について多年度にわたる回復計画・管理計画を策定した。しかし、2009年4月欧州委員会公表の

30 三谷卓美「主に米国におけるITQ制度の導入経過—日本への適用に関する考え方」(http://www.jfa.maff.go.jp/i/suisin/s_yuusiki/pdf/siryoy_16.pdf) 31頁。黒沼吉弘「アイスランドにおけるTAC制度下の地域雇用政策」漁業経済研究42巻3号29-34頁(1998)。他に、八木信行「我が国水産業へのITQの適用可能性に関する法学的・経済学的分析」Primaff Review41号22頁(2011)。

「グリーンペーパー：共通漁業政策改革」はそれまでの政策が失敗したとして、新たな政策の方向性を打ち出したが、論点として①負の影響を避けるためのセーフガード条項を設けた譲渡可能性漁獲割当利用、②公的機関による最大漁獲量等決定の下での漁業界の魚種管理導入をあげており、特に小規模沿岸漁業に対する配慮が記述されている。EU加盟国は、相対的安定性の原則（伝統的漁業の保存、最も水産業依存地域の必要性、第三国の漁業権拡大に伴う漁獲喪失の補填を考慮）に即した国別漁獲割当に基づき、管理を行っているが、管理方式は国により異なり、IQ・ITQを採用している場合もすべての漁業をこれらの方式で管理しているわけではない。また、同じ欧州委員会による2009年2月公表の「EU加盟国における現行の『権利に基づく管理』手法及びEUにおける最良の実践法の創設についての分析 最終報告」では、ITQ及び漁業に関する地域利用権（TURF:Territorial Use Rights in Fisheries）のようなシステムは必ずしもすべての漁業に対して最良の結果をもたらすとは限らないであろうと述べた上で、高度な「権利に基づく管理」システムは実施及び維持のコストが高くなる可能性があり、そのようなシステムが経済的に正当化できるのは大規模で価値の高い漁業資源の場合のみということがありうるとしている³¹。2011年7月の欧州委員会から発表された共通漁業政策規則案では、原則12m以上の漁船を対象とした譲渡可能な漁獲割当権の導入があげられているが、漁獲枠の譲渡は同一の旗を掲げる漁船に限るとしながら加盟国政府間の漁獲枠の譲渡を認めたものとなっている。この他には、政府と漁業者などによる共同資源管理（現場主義の漁業管理）があげられている³²。

31 衆議院調査局農林水産調査室「日本と欧米における漁業政策の動向～資源管理・個別漁獲割当制度と漁業補助金」（平成21年7月）19-37頁。稲本守「『Quota Hopping』に見るEC共通漁業政策の問題点」The Report of Tokyo University of Fisheries 39号12-13頁（2003）。

32 大橋貴則「新たな社会へ向けたEUの共通漁業政策～欧州の漁業：昨日、

アメリカは国としては統一されておらず、地域でITQを導入する北太平洋漁業管理委員会の例もある一方、許可漁業制度も取り入れられており、譲渡性のない許可制や譲渡性のある参入権制限プログラムも策定されている。アメリカでITQが導入されている漁業種はデンマーク・イギリス・カナダと同様に魚種名が頭につき特定の魚種の採捕に特化した、いわゆる冠漁業や定着性資源が多い。アラスカ州・カナダ沖のオヒョウ漁業では、ITQを導入後に魚価は上昇したが、漁獲割当の集中により漁船数や雇用が減少し、社会的格差も拡大、多くの漁業集落が崩壊の危機に瀕している。また、漁獲割当の取引価格が上昇し、実質的取引可能性が著しく低下することとなり、独占が持続する結果となっている。そのため、アラスカ底魚漁業では1992年より漁業集落開発割当プログラムが試行され、漁業者・加工業者・漁村住民を含めた視点から、協同組合や漁業集落への割当が検討されている³³。

アメリカの漁業資源保存管理法は1976年の制定とその後2度にわたる改正を経て、2006年マグナソン・ステイブンス漁業保存管理再承認法(MSRA:Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Reauthorization Act)により直近の改正が行われたが、この中で漁場ごとに科学的に決定された年間の漁獲高制限遵守を義務づけるに至った。即ち、これにより2011年末までに連邦政府が管理するアメリカの領海内の528魚種・カテゴリーに関する漁獲高上限の設定と魚の量を回復するための計画を策定することとなる。海洋大気庁(NOAA:National Oceanic and Atmospheric Administration)は科学的データに基づき漁業管理委員会に対して、個々の漁場に適切と認められる場合はキャッチ・シェア(catch

今日、明日」水産振興524号87-100頁(2011)。前掲注25)「沿岸漁業への参入自由化論を駁す」55-61頁。

33 前掲注29)「我が国における総合的な水産資源・漁業の管理のあり方(最終報告)」49・55-56頁。前掲注30)「主に米国におけるITQ制度の導入経過」17-25・30頁。

share) の適用を奨励している³⁴。

3 ノルウェーの漁業資源管理

ノルウェーの漁業生産の特徴はニシン・ブルーホワイティング等の上位8魚種で総漁獲量の9割を占め、全体として魚種構成が比較的単純である。投入量規制として漁業免許・許可、漁船登録制度などが、技術的規制として操業水域・期間等の規制や24m以上のすべての漁船に対する衛星追跡装置の搭載義務などがあるが、産出量規制として魚種別漁獲割当制度がある。ノルウェーの場合、漁獲対象種の90%以上がロシア・EU諸国などの隣国も利用するシェアドストック (Shared Stock) であるため、これらの他国と共有している魚種の漁獲可能割当は、各水域・魚種等に応じて関連する協定等に従い、ノルウェーの漁獲割当が決定される。ノルウェーでは1952年に最初の漁獲割当制度が導入されたが、現在水揚げの95%がTACにより決定されている。魚種別に定められる割当量はグループ別（大型まき網・沿岸漁船等）に配分され、管理されるが、TACは漁船ごとに定められており、漁船を売買した場合にはTACも同時に譲渡される仕組みになっており、TACのみの売買はできない。また、1951年制定の鮮魚法 (Raw Fish Act) に基づき、ノルウェー国内ではすべての漁獲物は地域・魚種別に組織された漁業者共販組合を通じることが義務づけられてい

34 ジェーン・ルブチェンコ受賞記念講演（平成23年度ブループラネット賞）
(<http://www.af-info.or.jp/blueplanet/doc/lect/2011lect-j-lubchenco.pdf>) 7-8
頁では、キャッチ・シェア・プログラムとして、譲渡可能性個別割当のほか、
日本の漁業者による特定地域における独占的漁業権に基づく管理をTURF
としてあげている。他に、平成21年度米国の水産資源管理をめぐる最近の
動向 (http://www.jetro.go.jp/file/report/07000298/us_mizu.pdf)。前掲注2)
『水産白書』74頁。

る³⁵。

個別漁船割当の実施に伴い、漁獲量の個別把握が重要となるが、鮮魚法に基づき、漁業者共販組合を通じた一元的な販売が行われるため、通常取引伝票がそのまま個別漁船割当の管理に活用できるし、資源評価の基となる漁獲統計についてもインターネット・オークション（電子入札）による伝票管理結果がそのまま集計され、省力化が図られている。なお、個別漁船割当の譲渡については、例えば廃船の割当分は同一漁船群にのみ移動といった形で譲渡範囲に制限を加えることにより単純な寡占化の進行や地方での漁船漁業が消滅しないような制度的配慮がなされている³⁶。

ノルウェーの成功は高度な技術革新を基に漁船・漁具・処理施設の拡充を行い、一人当たり漁獲量を増加させたこと、水産物への最低販売価格設定や標準規格によるノルウェー産ブランド確立などがIQやトレーサビリティと並んであげられている³⁷。

4 オーストラリアの漁業資源管理

オーストラリアでは3海里までを州管理、3海里を超える海域を連邦政府管理で幾つかの沖合漁業を管理するため、州と連邦政府で協定を締結しているが、水域が広大なわりに、漁獲量の規模はあまり大きくなく、輸出

35 在ノルウェー日本大使館「ノルウェーの漁業」(<http://www.no.emb-japan.go.jp/japanese/.../noruweinogyogyo201009.pdf>)。勝川俊雄『日本の魚は大丈夫か—漁業は三陸から生まれ変わる』(NHK出版、2011) 90-99頁。前掲注2)『水産白書』47・74頁。

36 根本孝「ノルウェーにおけるIQ制度の概要と霞ヶ浦北浦海区へのIQ制度導入の展望」茨城内水試研報43号18-20頁(2010)。前掲注35)『日本の魚は大丈夫か』113-121頁。橋本貴義「我が国の水産資源管理制度の現状と課題～ノルウェーの制度を紹介しながら」立法と調査293号22頁(2009)。

37 丹羽弘吉「ノルウェー！成功した漁業構造改革の道」101-105頁(http://www.nikkeicho.or.jp/report/2009/suisan_takagi/list.html)

向けが多いという特徴を持っている。漁業構造も沖合漁業を中心とした単一的で、漁獲対象魚種もそれほど多くはない。1951年に漁業法が制定されたが、申請者すべてに免許が付与されたり、漁獲管理も実施されていなかったため、過剰投資による乱獲が行われていた。1989年の施政方針を受け、水産行政法・水産管理法が成立し、この中で持続可能性とITQが盛り込まれると共に、ITQがうまく機能するように漁業者・漁船を減少させる構造調整も行われた。さらに、オーストラリア漁業管理局の下に魚種ごとの漁獲量を監督する委員会が設けられ、26の漁のうち12にITQが導入されている。

その後、ITQ割当に時間を要したり、TACの高めの設定によりITQが十分には機能しなかったが、魚種の資源量に応じた厳しい漁獲制限が行われたことが成功の鍵となったと考えられている。現在、ITQに関するデータを得るため、航海日誌とオブサーバーの乗船によるデータの確保など、モニタリング・管理・サーベイランスに取り組んでいる（現在、操業している漁船は345隻）。今後の進めるべき方向としては、①漁業界との共同管理（コンプライアンス等における業界のイニシアティブの発揮）、②ITの利用改善（漁業免許とITQの電子取引・電子航海日誌の導入）、③漁業管理活動監視の標準化・簡素化があげられている³⁸。

ITQについては、複数の魚種・漁業の場合は管理の実効性等から導入は困難であり、小規模零細漁業についても経営体が多数あるため管理コストの問題から導入しないとしている。オーストラリアの経験では、割当の初期配分が困難なこと、TACを減少させた場合の訴訟提起から割当量減少が難しいことがあげられている³⁹。

38 グレン・ハリ－講演「オーストラリアにおける漁業改革」『魚食をまもる水産業改革シンポジウム報告書』（2009）4-14頁等を基に記載。
(<http://www.nikkeicho.or.jp/report/2009/suisan.takagi/list.html>)

39 前掲注19)「水産資源管理をめぐる課題」111頁。前掲注38)「オーストラリアにおける漁業改革」15-18・41頁。黒沼吉弘「TACの国際比較—内部経

5 韓国の漁業資源管理

韓国の漁業管理は1908年制定の漁業法、1953年制定の水産業法に基づいて行われてきたが、免許・許可・申告の制度があり、それぞれ定置網漁業・村漁業（共同漁業）等、遠洋漁業・近海漁業（沖合漁業）・沿岸漁業等、素手漁業・投網漁業の種類がある。これらの投入量規制を補完する目的で、水産資源保護令に基づく技術的管理として特定漁業の禁止区域、網目の制限、操業区域と許可定数などが規定されているが、規制項目が以前と比較して大幅に増加し、規制強度も高くなっている。TAC制度は1995年改正の水産業法54条の2や1996年改正の水産資源保護令27条2・3に基づく「漁獲可能量の管理に関する規則」（1998年制定）でTAC設定除外漁業・配分量割当方法などが具体的に定められている。韓国のTAC制度は大型まき網漁業を主対象としているが、その理由は①漁獲対象魚種が比較的限定され、漁獲データ報告体系もある程度確立、②水揚げの大部分が釜山共同魚市場であり、管理が容易なためである⁴⁰。日本と韓国の免許・漁業権制度、技術的管理制度とも類似している部分が多いが、韓国の制度が日本の制度を参考に作られたこと、漁業環境・漁法等が類似していることによると考えられている⁴¹。

済化への対処方策」小野征一郎編著『TAC制度化の漁業管理』（農林統計協会、2005）250頁。

40 宋政憲「韓国の漁業制度と漁業管理」漁業経済研究48巻3号16-20頁（2004）、李相高「新海洋秩序下における韓国の漁業管理とTAC制度」地域漁業研究特別号31-38頁（2000）他。李はTAC制度の導入は東北アジアの水産業の特殊性を勘案して体系的かつ段階的に行うことで、既存の漁業管理制度を強化することに重点を置くべきとする。

41 宋政憲「韓国のTAC管理—大型まき網漁業を中心に」前掲注39）『TAC制度下の漁業管理』216頁。韓国における自主管理漁業の実施について、辛英泰「沿岸漁業の効率的な管理のための政策方向—漁船漁業を中心として」地域漁業研究42巻1号25-26頁（2002）。

TAC対象魚種の選定基準は①漁獲量が多く、経済的価値が高い魚種、②韓国周辺水域で隣接国漁船と共同に利用する魚種、③資源が減少して保存管理が必要であるか、業種間の漁業調整が必要な魚種とされているが、対象漁業は当該魚種を漁獲する主力漁業に限定している。また、近海漁業は多様な魚種の漁獲や漁業種類の多様性による管理の困難さからTAC管理の対象外の漁業が多い。「漁獲可能量の管理に関する規則」では、海洋水産部（組織改革により現所掌は農林水産食品部）長官が漁業者別にTACを割当てる場合には、業種別組合長または漁業関連団体長から所属漁業者別割当計画書を受けて実施することとされており、長官または道知事は配分されたTACの70%以内で漁業者の自主決定に基づき漁業者（漁船）に割当てている。2005年末現在のTAC管理対象魚種は10魚種である。TAC対象魚種の漁獲量報告の不正防止のため、主要水揚港でのオブザーバーによる監視や漁獲物販売所の指定が行われている⁴²。

韓国はTACの対象魚種を年次別に5段階に分けて拡大し、第5段階（2009～2010年）では約35魚種にする計画を樹てていたため、現在の実施状況確認に、2012年8月27日に韓国海洋水産開発院（Korea Maritime Institute）、同年8月28日に釜慶大学校、釜山市水産業協同組合を訪問し、聴取調査を行った。

①韓国海洋水産開発院（金大永水産研究本部／漁業資源研究室長）⁴³

現在のTAC対象魚種は11である。資源管理がむづかしいため、計画ど

42 片岡千賀之・西田明梨・金大泳「韓国近海漁業における新漁業秩序の形成と漁業管理」長崎大学水産学部研究報告85号74-77頁（2004）。西田明梨他「新漁業秩序下における韓国TAC制度の現状と課題」地域漁業研究46巻1号2-18頁（2005）。

43 韓国海洋水産開発院では、柳延坤前室長の話を伺うこともできたが、柳は沿岸と沖合という水域で漁業資源管理を区分し、沿岸は自律管理漁業協同団体、沖合はITQも構想しているということであった。筆者は鷺梁津（ソウ

おりには対象魚種は増加していない。特定の魚種に対する主な業種がなくなり、いろいろな魚を漁獲するため、チェックするのが厳しい。沿岸漁業の場合はチェックが困難である。TAC対象魚種を増やす計画になっているので、資源評価を強化する方向である。沖合漁業はTACで、沿岸漁業は資源管理型漁業・資源回復計画での対応を考えている。韓国はヨーロッパ・アメリカのような管理方式はむづかしい。韓国は漁業者個人が何かやろうという気が強いので、日本のようなプール制は困難である。沖合漁業の場合は魚の量が多く、TACの仕組みが適用できるし、水揚港を指定し、チェックしているが、TAC以外の魚種は自由に販売している。2001年から推進されている自律管理漁業協同体は資源管理型漁業に近い概念であるが、韓国は漁村契が単位になるので、日本の漁業協同組合レベルではない。TACの監視・取締りを行うオブザーバーは2011年に水産資源管理法で根拠づけをしたが、現在全国に70名おり（正式名は水産資源調査員）、漁船別割当・漁獲量・サイズのチェックを行っている。また、委託販売所は現在117カ所指定されている。ITQは漁場の独占の利用をしているベニズワイガニで検討している。

②釜慶大学校（宋政憲海洋産業経営学部教授）

東アジアは資源変動が激しく（マグロ・サバなど）、濟州島の定着性貝類等は別として資源評価が困難である。韓国のTACは漁船割当をしているが、守られていない。収益を保障しないと漁業者は言うことを聞かない。ノルウエー・アイスランドと比較すると韓国は資源が少ない割に漁業者が多い。水揚港・水産業協同組合委託販売所指定もしたが、うまく機能

ル）・チャガルチ（釜山）共同魚市場も訪れたが、ソウルでも釜山でも市場では養殖物がかなり販売流通しているようである。

韓国が年次的拡大を目指していた計画については、前掲注41)「韓国のTAC管理」219頁参照。他に、前掲注35)『日本の魚は大丈夫か』101-103頁。

していない。釜山市では釜山共同魚市場は近海物、チャガルチ共同魚市場は沿岸物を扱っているが、仕組みは日本と同じである。自律管理漁業協同体はやっており、海洋牧場・人工漁礁などにも取り組んでいる。漁船漁業と異なり、養殖業は個人で経営管理できるので、うまくいっている（アワビ・ヒラメなど）。魚は一部を除いて、漁業者が漁獲したため減少したという状況ではない。例えば、水温上昇で異なる魚種が漁獲できるようになるが、資源をコントロールできる状況は韓国にも日本にもない。韓国は個別主義で自律的な漁業をやってこなかったが、国民性が原因だろう。韓国では個人免許であり、免許も許可も売買できる。日本は過去に免許を買った歴史があるが、韓国にはそれがなく、個人に権利がある。

③釜山市水産業協同組合（林指導常務・朴指導課長）

韓国全体の水揚港で釜山は売上高で圧倒的地位を占めるが、釜山には3つの水産業協同組合があり、そのうち釜山市水産業協同組合は2800人の組合員（10年前は3500人で高齢化も進行）を擁している。漁獲量は全体的に減少しているが、魚の価値が上昇しているので、漁業者の生活は向上している。海洋牧場・人工漁礁など資源管理に取り組んでいるが、地域により差がある。漁村契は自律的に体長禁止・期間などを設け、それを遵守する自律管理漁業を実施している。済州島はタチウオなどをブランド化しており、釜山も取り組んでいるが、種類が多いのでむづかしい。経営規模が小さく、人を雇用すると経費がかかるので、夫婦で漁業をするのが増えている。規制が厳しいが、法律で細かく縛るのではなく、漁業者の創意を生かせる仕組みが大切である。

韓国の漁業は内部的に他産業に比べ低成長と漁村人口の高齢化や漁業費用の増加、外部的に排他的経済水域の定めによる主要近海漁場の大幅喪失など水産業・漁村の実情悪化が予想される。そのため高付加価値創出に向けて、(a)低投入の漁業生産体制の確立、(b)親環境漁業の活性化、(c)現代化した産地拠点流通センターの構築が必要である。

6 日本における個別割当の状況

日本では大西洋クロマグロ・ミナミマグロ及び日本海ベニズワイガニについて漁獲量割当が行われているが、大西洋クロマグロ・ミナミマグロは上記のとおり、それぞれ、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約、みなまぐろの保存のための条約批准による日本への割当に伴うものである。また、日本海ベニズワイガニは「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」に基づくものである。以下、日本海ベニズワイガニ漁業について検討する。

個別割当が行われている日本海ベニズワイガニ漁業は鳥取県境港を水揚港とする大臣許可船12隻が対象で、2007年漁期から各船舶の2006年度漁獲量から1割削減した量を船舶ごとの上限設定という形で実施しており、知事許可船12隻は資源回復計画には参加していても、個別割当には参加していない。実施に当たっては、リング付きかごへの換装を前提としたが、単一魚種を対象とする漁業で、他の漁業種との競合もなく、境港に集中的に入港する12隻のみを対象とする比較的少ない隻数で、漁獲物の大部分が地元か工場における加工原料という、管理しやすい条件下にあった。

割当制導入による効果としては、①船別の漁獲量制限から漁獲物の品質向上、船ごとの経営見直し等、採算性に対する当事者意識の高まり、②漁獲物の自主計測の継続等の自主的取組意識が深まり、積極性が出てきた、③漁獲量・かご数等の毎日報告の義務づけなどから資源解析に資するデータが充実しつつあるといったことがあげられ、課題等としては④単一対象魚種で隻数が少ないのに、報告確認・集計作業がかなりの量にのぼった、⑤制度導入も北朝鮮経済制裁にかかる3隻の減船という条件の存在があり、割当後の漁価上昇もそれが主要因で割当ではないといったことなどがあげられている。

この他、日本海かにかご漁業協会での聴取調査では、「割当は漁獲量上限制限で純粋のIQとは異なるものであり、ITQは全く考えていないし、現



（資料1）鳥取県境港市 MEL ジャパン 認証取得会社

筆者撮影 2012年2月12日

水木しげるロードに面して店舗が立地。流通加工段階認証取得であるが、現在認証商品としては取扱っていないようである。

在の隻数で一杯の状況である。大型船の場合、1隻当たり約10人の乗員で漁業者の年齢は20-60代であるが、重労働で陸にいる時間が短い。リング付かご導入による資源確保の効果は漁業者が実感している」といったものであった⁴⁴。

日本海ベニズワイガニ漁業は、資源管理活動の取組みや漁獲量が増加に転じているという成果、漁業者・加工仲買業者・荷受業者による三者協議会組織などが評価され、2008年にMELジャパン生産段階認証を取得している（資料1参照）。

44 日本海ベニズワイガニ資源回復計画の経緯と個別割当導入について (http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_yuusiki/pdf/siryu_14.pdf) 及び、日本海かにかご漁業協会井本慶子専務理事に対する聴取調査（2012年2月16日）により記述。

なお、漁獲量制限やプール制は、政府による強制力こそないが、実質的にはIQ制度と同様な効果を持つし、経済的権利の譲渡売買がこれまで沖合漁業の「漁権」で行われてきたとの指摘もなされており、日本における資源管理の特徴として漁業者組織という中間的管理主体の果たす役割の重要性があげられている⁴⁵。漁業者組織による地域的漁業の自主管理については、多くの研究が行われてきたが、均等配分のプール制は、漁場の独占的利用、価格決定力の保持、集団構成員の均質性、兼業業種の存在、リーダーの存在の条件が複数存在する下で成立するのが一般的とされるが、公平性が担保されるのであれば、必ずしも均等配分である必要がないと考えられている⁴⁶。そして、このような成立条件に適合した地域でプール制が実施され、日本における資源管理型漁業の一形態として着実に成果をあげてきたが、第11次漁業センサスによると小型底びき網漁業217組織のうち54組織が決裁方法としてプール計算を実施している⁴⁷。自主管理については、組織共同体全体の利益を守ろうとする傾向に陥りがちなことから、現状を大胆に変革するより、緩やかな管理になる可能性があるが、多魚種資源を利用する日本の沿岸漁業では共同操業が資源管理にとって有効な手法の一つであると考えられている⁴⁸。

なお、組織共同体全体の利益を守ろうするため、大胆な取組みがむづかしいという点は漁業以外の分野の組織共同体・同業者組織も同様な傾向が見られるが、沿岸漁業における漁業者組織の場合は、漁業権という設権

45 山川卓「日本型漁業管理とIQ/ITQ」日本水産学会誌 75巻6号1083-1084頁(2009)

46 松井隆宏「漁業における自主管理の成立条件」国際漁業研究10号17・22頁(2011)。

47 小島彰他「ハマグリ漁におけるプール制について—鹿島灘漁協、はさき漁協、大洗町漁協の事例」福島大学研究年報5号33-37頁(2009)他。

48 日本水産学会監修・青木一郎他編『レジームシフトと水産資源管理』(恒星社厚生閣、2005)119-121・126-127頁。

（特許）に基づく一定の棲み分けが行われていることから効果的な自主管理を行える条件が相対的に整っていると思われる。

7 IT・ITQと資源管理の方向性

(1) IQ・ITQの問題点

IQ・ITQ導入国の特徴・経験を整理すると、導入しやすいのは①漁業構造・漁獲構成が比較的単純、②漁船数が少なく、水揚港が限定されていることがあげられる。また、魚種をほぼ網羅している国もあるが、導入が一部の魚種のみを対象としている場合もあるし、漁業免許・許可制などの投入量規制や技術的規制も組み合わせ、併せて資源回復も実施していることがわかる。他の政策と併せて実施したIT・ITQ導入が成功し、漁業・水産業界に活力に生まれているケースばかりでなく、独占化・寡占化が進行したり、多くの漁業集落が崩壊の危機に瀕したり、地方漁港の雇用力低下も生じている。IQ・ITQはすべての漁業に対して最良の結果をもたらすものでないこと、沿岸地域での漁業者組織による資源管理の重要性も指摘されている。ITQは制度設計により財産権としての性格に大きな違いが生じる。譲渡の対象・範囲に制限を設けることによって、独占化・寡占化はある程度は防ぐことができるが、それでも権利者の集中は避けられない。また、これまでの実施例を見ても特定の魚種に特化した漁業や定着性資源対象が多くなっている。即ち、IQ・ITQについては導入に適した条件の下でのみ可能となると思われる。IQ・ITQについては、実施及び維持のコストが高くなる可能性があり、オーストラリアにおいてもITQは複数の魚種・漁業の場合は管理の実効性等から導入は困難であり、小規模零細漁業についても経営体が多数あるため管理コストの問題から導入しないとしているのである。同じ東アジアに位置する韓国も資源評価の困難性などからTAC対象魚種の増加は進んでいない。

(2)ITQ 制度の設計と権利の性質

IQ・ITQの制度設計をする場合には、配分の対象・方法・有償か否かといった困難な問題がある。制度設計によっては憲法14条1項や29条が問題となる可能性があるが、財産権の問題であり、精神的自由権と比較すると違憲審査基準も緩いことから裁量権の逸脱・濫用のない限り、立法政策・立法裁量の範囲内と考えられるであろう。海洋生物資源法11条が指定漁業等について漁業者個人への割当を規定していることから伺うことができる。

IQの配分において、国民共有の財産という側面を過度に重視した場合、全国民参加によるオークション方式が形式論理的帰結となるが、その時は相当な補償（生活補償を含む）を支払って漁業権を一旦消滅させてから実施することになるだろう。このようなことは政治的・経済的・社会的に可能とは思われないことから、現在の漁業法制度を基礎に行うことになると思われる。

特に、ITQを実施する場合は権利の性質がまず問題となる。譲渡性がない割当であれば、配分表への記載による管理で大きな問題は生じないが、有償による譲渡や担保提供可能な割当になると権利の性質をどうするかは制度設計をしなければならない。温室効果ガスの排出量取引は汚染者負担原則を基本理念にキャップ・アンド・トレード（cap and trade）方式で制度設計しているが、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で割当量口座簿による管理（29-34条）、譲渡の効力発生要件（35条）、質権設定の禁止（36条）、信託の対抗要件（37条）、保有の推定（38条）、善意取得（39条）などが規定されている。譲渡・担保提供可能な割当は無体財産権として動産類似の法的規律が及ぶことになり、動産物権変動の法理が適用されることになる。質権・譲渡担保・差押を許容するか否かの制度設計も必要となるし、割当量権利者の設定・移転等を把握するための割当口座簿（登録簿）は必須である。次に、漁獲割当の権利の期間が問題となる。TACを見直す中での漁獲割当の配分になるため、永続的な権利ではなく、期間

を限定した定期権になる可能性が高いと思われるが、期間をどう設定するか。独占化・寡占化を防止するための譲渡範囲の制限、譲渡要件の設定の有無も問題となる。漁業協同組合など一定範囲に限定するか、減船等に限って譲渡を認めるかなどである。これらの制限付き割当を実施しようとする時は、割当口座簿（登録簿）による厳格な管理が必要になるだろう⁴⁹。

ちなみに、漁業権の場合は特定水面において特定の漁業を独占排他的に営み、利益を享受する権利であって、その利益の享受を一般人に対抗し得る権利であることから、物権とみなされ、土地に関する規定のうち、登記（漁業法では免許漁業原簿への登録）を対抗要件とすることや、先取特権及び抵当権といった規定が準用されている。もっとも、漁業権は適格性のある者が優先順位に従って免許（講学上の特許）を受けて設定されるもので通常の物権のように自由に処分を認めることは適当でないことから、質権は適用されないし、先取特権及び抵当権も一定の場合にしか適用されず、貸付は一切認められていない。譲渡についても、相続、法人の合併等の場合を除き、移転が制限されている（漁業法23・24・26・29・50条）⁵⁰。

49 温室効果ガスの理論的検討については、大塚直「国内排出枠取引に関する法的・法政策的課題」ジュリスト1357号29-36頁（2008）を参照。排出量の法的性格については、他に「特殊な財産権」、「数値」とするものなど諸説ありとされる一大杉麻美「取引対象としての排出権（枠）の法的性格」環境管理47巻1号46-50頁（2011）。

50 前掲注6）『新編漁業法詳解（増補三訂版）』6・270-281・322-323頁。明治漁業法は新規免許について申請者の先願主義をとったことから、20年の存続期間や更新制度と相まって、漁業権の財産的性格が長期にわたって濫用され、おびただしい空権が発生し、漁場の民主化や水面の計画的な高度利用は戦後漁業法の改正によらなければならなかったとされる（2-3頁）。他に、山島正男「組合管理漁業権の性格」北大法学論集29巻1号10-15頁（1978）。吉原節夫「漁業権の物権的性質：わが国における漁業権の法律的構成 その二」富大経済論集5巻2号220-243頁（1959）。漁場支配権に関する利用権限の変遷は、青塚繁志『日本漁業法史』（北斗書房、2000）が詳しい。判例では、

このように漁業における権利は特殊性を持つが、TAC対象魚種を増加し、ITQも導入した場合、魚種ごと（あるいは漁業種ごと）の譲渡可能な割当（権）を適正に管理する必要が生じてくる。温室効果ガスの排出量取引の場合は二酸化炭素換算が行われ、取引時点では取引対象の排出量が定まっているため、制度設計としては比較的簡素であるが、IQ・ITQの場合は、漁業権のような漁場を独占的に支配する権利ではなく、一定の量の魚種を漁獲できる権利であるため、種類によりそれぞれ権利内容が異なってくるし、TACの見直しにより権利内容が短期間に変化することが予想される。権利内容そのものの変動が予想されるのは、財産権の中でも特異な権利となる。仮に、権利内容を固定化すれば、TACの運用に支障が生ずることになる。また、排出量取引は企業が取引主体であるが、ITQの場合は漁業者（漁船）ごとの割当であり、漁業法改正の歴史に鑑みれば、権利の性質としては漁業権を基礎に考えた方がよいであろう。

(3)今後の資源管理のあり方

日本に生息する魚種は約3,300種であるが、TAC設定魚種を30種（日本の海面全漁獲量の約80%）に拡大し、漁業者・漁船ごとにIQ・ITQを導入するようとの行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」の主張に沿った場合、30種類の「財産権」の管理が必要となる。

日本ではこれまで資源回復計画が一定の成果を出し、プール制も含めた漁業者組織による自主管理も行われている。TAC指定の前提条件として

東京高判平成8.10.28が「海が公共用水面である上、特定の水面に漁業権が重複して免許されることがあることからすると、漁業権を有する者は、免許の対象となった特定の種類の漁業、すなわち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営むために必要な範囲及び態様においてのみ海水面を利用することができるにすぎず」と述べている（判時1598号99頁）。明治漁業法の下では、漁業権の譲渡・担保・貸出に関する判例も散見される（大判明治38.9.29、大判大正4.12.25、大判昭和13.6.8他）。

は、(a)採捕量及び消費量が多く、我が国の国民生活上又は漁業上重要な海洋生物資源、(b)資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量による保存及び管理を行うことが必要な海洋生物資源、(c)我が国周辺水域で外国漁船による漁獲が行われている海洋生物資源のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見の蓄積があるものとされている。IQ・ITQを実施する場合でも、産出量規制のみ（即ち、市場メカニズムの活用だけ）ではうまくいかないことが指摘されており、IQ・ITQ導入においても漁業免許・許可制などの投入量規制や技術的規制も組み合わせ実施していること、産出量規制としてのIQ・ITQ実施に伴う報告・監視業務の増加が予想されることから必ずしも規制緩和・事務削減につながるものでない。そしてもし、規制を変更する場合は、規制影響分析（RIA:Regulatory Impact Analysis）を実施した上で判断する必要がある。魚種・漁業種により資源管理には様々な選択肢が考えられることから、生物学的知見の集積を前提に費用対効果を十分見極めた上で可能なものからTAC・IQ導入の検討をしていくべきであろう。実施する場合、法的にはTAC魚種の拡大は海洋生物資源法施行令1条への追加により行うことができるが、IQはこれまでの割当方法を大幅に変更する時は大きな問題が生じることは先に見たとおりである。ITQは財産権の一種であることは疑いないため、明確な法的根拠が必要であるが、制度設計により財産権としての性質に違いが生じてくる。そして、寡占化・独占化のおそれ、漁業権を有する漁業者の減少、複雑な制度による多大な維持管理費用の発生などの問題も懸念されるし、何よりも漁村社会の構造を一変させてしまう可能性が強いことから直ちには導入すべきでないと思われる。

V 漁業・水産物認証制度とラベリング

1 漁業・水産物認証制度の成立

漁獲した水産物に付加価値をつけ、販売することは漁業で生計を立てる漁業者にとって重要なことから様々な取組みが行われており、活魚出荷・各種加工事業・直売事業・直販事業などと共にブランド化も進められている⁵¹。

農林水産物は本来的に「『地域』ブランド」概念になじむものであり、日本各地で他の製品と差別化して消費者に訴える目的で様々な地域認証制度が作られており、例えば新潟県における水産物では佐渡寒ブリ・南蛮エビ（ホッコクアカエビ）・ヤナギガレイがその例である⁵²。

水産エコラベルはブランド化につながるものの、制度の趣旨は全く異なっており、「資源や生態系に配慮し持続可能で適切に管理された漁業やその漁業で生産された水産物を認証し、認証水産物やその製品にラベルをつけて、消費者に持続的な漁業をアピールする制度」であり⁵³、品質や安全性は要件に含まれていない。

水産エコラベルの先駆けは、1997年にユニリーバ社（Unilever Global Company）とWWF（World Wide Fund for Nature：世界自然保護基金）が設立したMSC（Marine Stewardship Council：海洋管理協議会）であるが、1999年にMSCは独立している。MSCの認証には、適切に管理された漁業を認証する「MSC漁業認証」と認証水産物の加工・流通すべての過程におけるトレーサビリティに対して認証する「COC認証（Chain-of-Custody Certification）」がある。

51 前掲注12)『改訂 水産海洋ハンドブック』522-523頁。

52 婁小波・波積真理・日高健編著『水産物ブランド化戦略の理論と実践—地域資源を価値創造するマーケティング』（北斗書房、2010）235-244頁。

53 水産資源の持続可能な利用の取組

(<http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000020/20625/11.pdf>)

MSC 漁業認証は、資源・環境・社会の側面を包括的に評価する「持続可能な漁業のための原則と基準」への適合が審査内容となり、NSC 漁業認証・COC 認証とも第三者認証による審査を経て、認証された水産物にラベルを貼付することができる⁵⁴。MSC 認証は特に2006年にウォルマート（Wal-Mart）社が北米で販売する天然物の魚をすべてMSC 認証製品に切り替えるとの発表を機に急速に広まっていった。MSCの2010/2011年度年次報告書によると、(a)MSCラベル付き水産物の小売り売上高が年間25億米ドルを超え、(b)MSCのCOC 認証取得企業数が世界80カ国で1600を上回る、(c)天然漁獲水産物全体のうちMSC 認証取得漁業での漁獲が約6%となっており、認証取得漁業数105、本審査中の漁業数145、認証された魚種56のほとんどは欧米が占めている。MSC 認証の問題点としては、(a)審査時に要求される科学的情報の膨大さ、(b)大規模漁業に有利な仕組み、(c)審査費用が巨額、(d)種主眼的なアプローチが日本の沿岸漁業の持つ特質に馴染みにくいといった点があげられている⁵⁵。

FAOでは、1995年開催の第28回総会で「責任ある漁業のための行動規範（Code of Conduct for Responsible Fisheries）」を採択していたが、MSC 認証の広がりや北欧諸国の働きかけを受け、2005年にFAO水産委員会で「海洋漁業からの漁獲物と水産物のエコラベル認証のためのガイドライン（Guidelines for the Ecolabelling of fish and fishery products from marine capture fisheries）」（以下「FAOガイドライン」）が採択されるに至る。FAOガイドラインの理念は、①すべての人々の食糧安全保障達成の手段としての漁業、②生物的観点のみならず、環境・経済・社会等の要

54 AMITA (<http://www.amita-net.co.jp/business/certification/msc>)

55 田中克他編『水産の21世紀—海から拓く食料自給』（京都大学学術出版会、2010）477-479・484頁。認証にかかる費用・時間については、漁業の種類にもよるが、第三者認証期間に支払う費用は数百万円から数千万円に達し、審査期間も最低で10ヵ月、長ければ2年間に達する場合もあったという（<http://www.nissui.co.jp/academy/market/15/03.html>）

因を考慮した漁業の最適生産決定と資源管理、③多様な漁業の認証と不確実性に対する予防的取組みの必要性、④すべての種類の漁業に開かれるべきという制度の非差別性が、そして生産段階認証の要件は(a)漁業が管理されていること、(b)資源が持続的水準に保たれていること、(c)漁業が生態系に悪影響を及ぼさないことの三点があげられている⁵⁶。FAOのガイドラインは様々な水産エコラベル認証の指針になっているが、水産エコラベルは環境保護運動の影響を受けるなど、多様な要素を含み、利害関係が複雑なことから、国際的な合意形成は困難な状況にある⁵⁷。

最後に、水産エコラベル認証がドルフィンセーフ・ラベルで知られるキハダマグロ・イルカ事件のように貿易の非関税障壁になるかが問題となる場合がある。WTO/GATT制度の最恵国待遇原則・内国民待遇原則に従って無差別に適用され、しかも「貿易の技術的障害に関する協定 (The WTO Agreement on Technical Barriers to Trade) :TBT協定」に定める「正当な目的を達成し」、「必要である以上に貿易制限的でない」「適正実施基準」を含む公告・透明性といった要件を遵守するならば、支持されると考えられている⁵⁸。ドルフィンセーフ・ラベルのような商品の特性に関連しない生産工程・生産方法 (産品非関連PPM) に基づくエコラベルが議論になっているが、政府の強制規格ではなく、民間団体が任意で実施し、最終的な商品選択を消費者に委ねるエコラベル (MSCなど) はWTO上の問題とならないと思われる⁵⁹。

56 西村雅志「マリン・エコラベル・ジャパン—未来につなげよう、海と魚と漁食文化」水産振興491号63-73頁 (2008)。

57 鴻巣正「水産エコラベル認証の現状と課題—水産における環境問題への新たなアプローチ」農林金融63巻10号591-595・598頁 (2010)。前掲注56)「マリン・エコラベル・ジャパン」77-85頁。

58 前掲注8)『国際環境法』803-813・820-822頁。

59 藤岡典夫「エコラベルとWTO協定」農林水産政策研究1号10頁 (2001)。前掲注27)『資源経済学への招待』170頁。

なお、日本の沿岸における漁業の管理システムは、FAOの「責任ある漁業のための行動規範」の実践例であり、沖合・遠洋漁業（特にマグロ延縄漁業）においても「行動規範」の趣旨に沿った責任ある漁業への努力が行われていると評価されている⁶⁰。

2 日本の漁業・水産物認証制度

日本におけるMSC漁業認証取得済みは、①②京都府機船底曳網漁業連合会のズワイガニ・アカガレイ漁業、③土佐鰹水産グループのカツオ一本釣り漁業の3件で、認証審査中は①北海道漁業協同組合連合会のホタテガイ漁業、②北海道漁業協同組合連合会北見管区のシロサケ定置網漁業の2件である（2012年5月6日現在）⁶¹。また、MSC認証取得水産物を取扱っている事業者にはイオン・西友・日本生活協同組合連合会がある。

これに対し、日本独自の水産エコラベルの制度として、2007年にマリン・エコラベル・ジャパン（Marine Eco-Label Japan：以下「MELジャパン」）が（社）大日本水産会により設立された。MELジャパンはFAOガイドラインの考え方に沿った制度とすると共に、目的を「漁業生産及び漁業資源管理活動に独自の長い歴史を有する日本の漁業の実情を踏まえ、漁業者及び関係漁業者のラベル取得にかかる経済的負担をできる限り抑制しつつ、我が国の資源管理の特徴や優れた点を十分に反映した、合理的な制度とする」こととされている。認証の方法は第三者認証による審査とラベル貼付、種類は生産段階認証と流通加工段階認証の2つとなっており、MSC

60 渡辺浩幹「FAO責任ある漁業のための行動規範の適用の現状—国際的な取り組みと日本の事例」49-51・56頁

(<http://www.gyokei.sakura.ne.jp/D.P/Vol2/No2%205.pdf>)

61 学名：ズワイガニ（*Chionoecetes opilio*）、アカガレイ（*Hippoglossoides dubius* Schmidt）、カツオ（*Katsuwonus pelamis*）、ホタテガイ（*Patinopecten yessoensis*）、シロサケ（*Oncorhynchus keta*）

認証と同様な仕組みであるが、認証を支援する仕組みとして業種別団体等の登録がある。生産段階認証の認証基準は管理体制（確立された実行ある管理制度）・対象資源（対象資源の持続的利用）・生態系への配慮（生態系保全への適切な措置）の3つであるが、審査項目は、(a)資源評価や資源状態の他、(b)漁業法に基づいた許可内容や漁業実態、(c)資源管理の取り決めの遵守、(d)資源管理体制の構築・認識、(e)漁業者等による環境保全への取り組みなど日本の漁業実態に沿った内容が含まれている⁶²。生産段階認証取得漁業（2011年10月20日現在）は、㊦日本海べにずわいがに漁業（日本海かにかご漁業協会）、㊧さくらえび2そう船びき網漁業（由比港漁業協同組合/大井川港漁業協同組合）、㊨十三湖シジミ漁業（十三漁業協同組合）、㊩いかなご船びき網漁業（愛知県しらす・いかなご船びき網連合会）、㊪近海かつお一本釣り漁業（全国近海かつお・まぐろ漁業協会）、㊫遠洋かつお一本釣り漁業（日本かつお・まぐろ漁業協同組合）、㊬定置漁業（南かやべ定置漁業協会）、㊭いわし・いかなご船びき網漁業（摂津船びき網漁業協議会）、㊮カツオ曳縄釣り漁業（土佐のかつお流通対策協議会）、㊯㊰㊱キンメ樽流し釣り漁業・キンメダイ手釣り（餌）漁業・キンメダイ手釣り（毛ばり）漁業（いずれも高知県漁業協同組合）、㊲サバ立縄釣り漁業（高知県漁業協同組合）の13件である。流通加工段階認証は多くの事業所が取得しているが、欧米が小売り業界主導で水産エコラベルの普及が行われているのに対し、日本は漁業者主導が多いため、流通加工業界・消費者に十分浸透しているとは言えない⁶³。

62 前掲注56)「マリン・エコラベル・ジャパン」7-17・23-31頁。

63 対象魚種は、㊦ベニズワイガニ (*Chionoecetes japonicus*)、㊧サクラエビ (*Sergia lucens*)、㊨ヤマトシジミ (*Corbicula japonica*)、㊩イカナゴ (*Ammodytes personatus*)、㊪カツオ、㊫カツオ・ピンナガ (*Thunnus alalunga*)、㊬スルメイカ (*Todarodes pacificus*)・マサバ (*Scomber japonicus*)・ゴマサバ (*Scomber australasicus*)・サンマ (*Cololabis saira*)・マイワシ (*Sardinops melanostictus*)・スケトウダラ (*Theragra*

なお、高知県が「高知県水産物ブランド化推進事業費補助金交付要綱」で2011年度から(a)高知県に水揚げされるカツオ・キンメダイなどの地産外商の推進等と併せて、(b)MEL ジャパン 認証取得を対象としている(補助率1/2以内、限度額—生産段階認証100万円、流通加工段階認証50万円)。

MEL ジャパンの利点としては、①事業が非営利で、費用が少なく、審査期間も短い、②MSC と異なり、認証商品の売上げ金額に基づくロゴマークの使用経費が不要であることがあげられているが、逆に課題としては、(a)第三者である認定機関を設け、認証機関の審査能力を評価し、中立・公平な認証審査の実施を確認する必要、(b)認証においても、ISO に準じた理念で行う必要が指摘されている⁶⁴。

次に、聴取・現地調査を行った京都府機船底曳網漁業連合会(MSC 認証)、土佐鰹水産グループ(MSC・MEL ジャパン 認証)、日本海かにかご漁業協会(MEL ジャパン 認証)、由比港漁業協同組合(MEL ジャパン 認証)を中心に考察する。

3 漁業・水産物認証制度取得等の事例

(1) 京都府機船底曳網漁業連合会(MSC 認証)

京都府機船底曳網漁業連合会(以下「京都府底連」)は2008年9月に日本のみならず、アジアで初めてMSC 認証を取得した。京都府底連は1979年にズワイガニが主として生息する水深域を操業禁止、1984年にズワイガニ保護区を設置するなど、独自の規則を定めて資源管理に取り組んでき

chalcogramma)・シロサケ・カラフトマス(*Oncorhynchus gorbusha*)、
 ②マイワシ・カタクチイワシ(*Engraulis japonicus*)・イカナゴ、⑦カツオ、
 ⑩⑪⑫キンメダイ(*Beryx splendens*)、⑬ゴマサバ

64 水産タイムス・冷食タイムス～この人に聞きたい～

(<http://www.suisantimes.co.jp/cgi-bin/interview.cgi?n=262>)

たが、1997年の国連海洋法条約の発効に伴うTAC制度（ズワイガニ漁）、2003年の資源回復計画に伴うTAE制度（アカガレイ漁）が実施された後も混獲回避が可能な分離漁獲型底曳網を導入している。京都の底曳網漁業は日本の排他的経済水域の資源を漁獲対象としているが、主な漁獲対象種はカレイ類、ズワイガニ、ハタハタ、ニギスで漁獲量は回復傾向に向かっている。この海域での漁業はレーダーによる巡視船監視を行っているが、漁船はGPSにより互いに監視されている（京都府底連漁船12隻）。

担当者からの聴取では「MSC認証を取得したのは、資源管理では全国トップクラスの取り組みをしており、小さな漁連として全国に発信することにより海域が競合する兵庫県・福井県の理解を得ることができると考えたからである。MSC認証を得るために何か特別にしたわけではない。MSC商品として流通しているのはアカガレイのみで、地元や量販店（京都生協・イオン・パルコープ）が対象であるが、カラスガレイの方が流通している。MSCラベルを着けても価格は変わらない。ズワイガニは一杯の価格が高く、仲買人が固定客に販売するので、MSC商品として流通させる必要がなかった。COC認証は現在京都漁連だけである。当初、底曳全体で取得しようとしたが、科学的知見が必要なので、揃っているズワイガニとアカガレイで取得した。MSCは日本国内での認知度が低く、メリットは輸出だが、京都府底連ではできない。他府県は大きな沖合で大量に取っていくが、京都の底曳は規模が小さいので資源管理を評価してもらいたいという気持ちがある。MSC認証は維持に多額の費用がかかる（毎年の年次監査で200万円以上）。保護区（6ヵ所）や網目拡大の改良網は効果があり、資源回復を実感している。12隻の後継者は子どもや地区の人で、他に希望者もいる。」というものであった⁶⁵（資料2参照）。

65 MSC Public Comment Draft Assessment Report・KDSFF（パブリックコメント用審査報告書草稿・京都府機船底曳網漁業連合会）及びJF京都漁連（京都府漁業協同組合連合会）総務部指導課課長代理 濱中貴志氏に対す



（資料2）京都市舞鶴市MSC認証水産物取扱食堂
筆者撮影 2012年2月13日
旗の「舞鶴かに」の下に青い魚のMSC認証マークが見える。

（2）土佐鰹水産グループ（MSC・MEL ジャパン認証）

土佐鰹水産グループのカツオ一本釣り漁業は2009年11月に日本におけるMSC認証としては2番目、カツオ漁業では世界で初めてMSC認証を取得した。1950年代に始まった日本の遠洋カツオ一本釣り漁業は減船が進み、現在は25隻の漁船が操業しているが、年間総漁獲量40,000トン～50,000トンのうち約10,000トンの刺身向け鰹（B-1凍結鰹鮪）を買付け、藁焼きかつおたたきを製造している。遠洋一本釣りの漁業海域は西部及び中部太平洋であるが、高度回遊性魚種であるカツオは地域漁業管理機関である中西部太平洋まぐろ類委員会（Commission for the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific Ocean：WCPFC）の管内で発生するが、日本の排他的経済水域で操業する場合は日本漁業は水産庁の管轄下で国内管理されてい

る聴取調査（2012年2月17日）により記述。

る。カツオの漁獲量、漁獲努力量は1991年以降安定しているが、一本釣り漁業の経済状況の悪化は一本釣りよりも質が低いにもかかわらず、大量に漁獲できるまき網漁船の増加が主な原因と考えられている。日本のカツオ漁獲量のうち、約20%が一本釣り漁業、約80%が主にまき網で漁獲されている。土佐鰹水産グループの漁獲物はメンバー船による記録とモニタリングが行われ、決まった漁港で水揚げされている。

経営者からの聴取では「土佐の漁師として事業を行っていたが、1986年にカツオに付加価値をつけて売るため、B-1凍結に道を求めた。まき網漁業で大量に漁獲して売っている漁業者がいるが、質のよい一本釣りカツオであることを明らかにして販売したいと思った。日本生活協同組合やイオンなどで販売しているが、日本ではMSC認証は通用しない。現在のところ、MSC認証を取得したメリットはないが、アメリカに販路を求めてボストンのシーフード・ショーに出品している。」ということであった。一本釣りに誇りを持ち、まき網で漁獲したカツオとの違いを証明する手段としてMSC認証に頼らざるを得なかったというのが、経営者の強調した点であった。カツオ一本釣りは漁法が持続可能というだけでなく、一本釣り漁業により漁獲されたカツオのB-1凍結とまき網のPS凍結では鮮度が全く異なるという分析がある⁶⁶。

(3)日本海かにかご漁業協会 (MEL ジャパン認証)

日本海かにかご漁業協会は2008年12月に日本で最初のMELジャパンの生産段階認証を取得している(取組み内容はIV6のとおり)。取得目的は第1号になることによるベニズワイガニの認知度向上であったが、PR

66 Tosakatsuo Suisan Skipjack Fishery Public Certification Report (MSC漁業認証 公開用認証報告書 土佐鰹の一本釣り漁業)及び土佐鰹水産㈱提供資料、土佐鰹水産㈱代表取締役 明神宏幸氏に対する聴取調査(2012年3月2日)により記述。他に、枕崎カツオマイスター検定委員会編著『カツオ学入門』(筑波書房、2011)55-64頁を参照した。

効果があり初期の目的は十分達成されたし、認証取得にあたって漁業者が取組みを訴えていく中で地域社会（関連産業）・一般消費者に対する意識も変わった。かにかご漁業による漁獲量の約90%が加工原料であるため、ベニズワイガニの個体が大きくなっても価格に反映しない問題がある。流通加工段階認証を取得した業者は7社あるが、現在実質的に利用しているのは、1社のみである。協会では、ベニズワイガニ及び資源管理への理解促進を目的に小学生を対象に出前授業も行っている。担当役員は「国内消費の促進を考えたので、MELジャパン認証を取得した。ブランド化よりも資源管理に取り組んでいることを示す目的であったが、認証を取得してよかった。」と話している⁶⁷。

(4)由比港漁業協同組合（MEL ジャパン認証）

由比港漁業協同組合と大井川港漁業協同組合はさくらえび2そう船びき網漁業で2009年5月にMELジャパンの生産段階認証を取得した。対象漁船は2漁業協同組合で構成する静岡県桜えび漁業組合所属の120隻、60ヶ統である（資料3参照）。サクラエビはTAC及びTAEの対象魚種ではないが、自主的に資源管理を行っており、特に昭和40年（1965年）代初めからプール制を実施している（燃油代・収入をプール）。出漁は4班編成で出漁対策委員会が出漁日当日の出漁の可否、水揚目標、操業場所、出漁時刻等について協議し、操業中の指揮命令を行っている。漁期ごとに漁獲目標を設定しているが、抑制的な目標設定となっているため、漁獲量は持続的範囲に収まっている。資源管理に関しては、休漁期の産卵調査の他、漁に先立つ試験網を用いたサクラエビの体長確認も実施している。

サクラエビ漁には720人が従事しているが、年齢的に若返っており、70

67 西野正人・上田勝彦「日本海ベニズワイガニ漁業の資源とMELジャパン認証」日本水産学会誌75巻6号1089-1090頁（2009）及び注44）井本慶子専務理事に対する聴取により記述。



（資料3）由比港さくらえび船びき網漁業
筆者撮影 2012年3月1日
由比港で出漁を待つ船群

歳以上は1割未満、50歳以下の青年部に75名所属しているとのことである。また、サクラエビ漁で生活の基礎を築き、シラス等の漁業や他の産業などで収入の上乗せをしているので、十分生活できるとのことであるが、サクラエビ漁自体も機械化により、仕事が楽になっている。消費者の顔の見える漁業を目指して流通の改善を図っており、乾燥・釜揚げ・冷凍に加えて生えびの販売にも力を入れている。MEL ジャパンに関する組合長の話では「それまでの資源管理の取組み内容で認証された。プール制を実施できたのは、前組合長のリーダーシップがあったからである。青年部は県水産技術研究所で勉強し、自分達で卵を数えられるようになったし、生態調査も活発に行っている。資源は減少しているが、漁業者の収入・生活は向上している。流通加工段階認証は台湾産が混じっている可能性があるので、なかなか取得できない（仲買業者93名）。シラス・サクラエビ漁を実施している漁業は黒字体質である。せりは電子入札で行っている。由比港漁業協同組合は女性部や町内の婦人による浜のかきあげ屋の営業、小学校

への体験教育学習、民泊などを実施しており、将来的には由比港ブランドを目指している。」⁶⁸。なお、サクラエビ漁の漁価単価向上の原因は資源管理方法の改善だけでなく、漁獲後の鮮度保持を向上させる設備導入の効果が大きい⁶⁹。

(5) 摂津船びき網漁業協議会 (MEL ジャパン認証)

摂津船びき網漁業協議会はいわし・いかなご船びき網漁業で2011年5月にMELジャパンの生産段階認証を取得した（資料4参照）。対象漁船は大阪湾を漁場とする神戸市漁業協同組合23統、兵庫漁業協同組合3統の計26統である。特徴は、①機船船びき網漁業操業共同体として結束力が強く、イカナゴ漁のプール制、②漁業解禁日は事前の産卵親魚調査等を踏まえて決定、③船びき網による漁獲物は運搬船からベルトコンベ



（資料4）神戸市漁業協同組合直売所

筆者撮影 2012年6月15日

「いかなご」の文字の下にMELジャパンの認証マークが見える。この店では、ちりめんの他、いかなごのくぎ煮も認証マーク付きで販売されている。

68 MELジャパン生産段階認証審査報告書・概要及び宮原淳一代表理事組合長に対する聴取調査（2012年3月1日）により記述。

69 前掲注30)「我が国水産業へのITQの適用可能性に関する法学的・経済学的分析」23頁。

アで水揚げし、随時入札といった点である。

神戸市漁業協同組合では、イカナゴ漁のプール制は油代・水代共通で組合で一括してせりにかけ、均等配分するやり方をとっている（シラスは別）。イカナゴはくぎ煮（佃煮）用途としての適正サイズ（32-35mm）に達するまで操業しないことから実質的な体長制限になっている。神戸市漁業協同組合は女性部（約150人）の活動が盛んで、魚食普及のため、イカナゴのくぎ煮講習会などの料理教室に熱心に取り組んでおり、この積み重ねによりイカナゴ魚価の大幅な向上につながった。MEL ジャパンに関する神戸市漁業協同組合の担当役員の話では「MEL ジャパンは大阪湾と播磨灘漁獲との差をつけたいという漁業者の声に応じて生産段階認証を取得し（取得費用は約100万円）、魚屋組合の協力を得て販売しており、イカナゴについては魚屋から評価されている。ただし、取得後1年で推進体制はまだ不十分であり、今後提携先を増やしていきたい。漁業者（専業）の生活はギリギリである。今後、稚魚が増えるよう禁漁区を厳しく守らせることや大阪湾では栄養塩がなくなっているのを海を豊かにすることが必要と考えている。」ということであった⁷⁰。

次に、神戸市漁業協同組合と一緒に兵庫県イカナゴ漁業調整協議会を結成しながらも、独自の取り組みを行っている明石浦漁業協同組合を見てみる。

(6)明石浦漁業協同組合（独自の取り組み）

明石市内には明石浦漁業協同組合を含めて、5つの漁業協同組合があり、漁業就業者の平均年齢は52.3歳で、20-40代も多く、イカナゴの他に明石鯛・明石タコといったブランド化に成功した地域である。このうち、明石

70 MEL ジャパン生産段階認証・「摂津船びき網漁業」の概要及び河本勝博参事に対する聴取調査（2012年6月15日）により記述。兵庫県イカナゴ漁業調整協議会（<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/645343/0207.pdf>）も参照。

浦漁業協同組合は、④漁獲物100%の共販所を通じた販売と魚種ごとの事前調査に基づく価格による買取（買支え）、⑤出荷は活魚主体で、鮮魚の場合も活け締め処理を基本、③違反者に対する罰金と場合による組合員資格剥奪といった独自の取組みを行っている。④は確実な漁獲の把握が可能となるが、プール制ではないため、せり売りの順番も工夫をこらしている。⑤は活魚水槽で昼前（11:30開始）のせりまで生きている魚の販売（仲買人・小売商）であるが、資源管理面からの組合職員による選別と小さな魚の再放流、せり前の女性部（約120人）による魚の再選別が行われている。販売も近隣（コープこうべ等）だけでなく、銀座の高級料理店など関東へのお荷、ダイレクトメールによる販売、学校給食、移動販売など多様な方法を用いている。女性部は自治会への料理講習なども含めて活動が活発で大きな役割を果たしているが、それでも漁業者各家庭の経済状況はそれ程余裕はないようである。担当者の話では「明石鯛は江戸時代から有名で、他の漁業協同組合と一緒に商標登録をした。MEL ジャパン取得はメリットがないと思われるし、明石浦漁業協同組合だけで判断するわけにもいかない。」ということであった⁷¹。魚の付加価値付与、販売・流通面に独自の工夫をこらしている漁業協同組合である。

(7)その他

十三漁業協同組合は、十三湖におけるジョレン曳きによるヤマトシジミ漁業という比較的管理しやすい状況ながら、積極的な資源管理活動を評価されて2009年5月にMEL ジャパンの生産段階認証を取得している。取組みの特徴としては、①経営安定・資源有効活用のため、漁獲したシジミを

71 責任ある漁場管理と持続的漁業の確立1-明石市 (http://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/nousui_ka/documents/kosshian.pdf)。松木晋介・小野征一郎「大都市近郊における漁協の販売活動—兵庫県・明石浦漁協を事例として」近畿大学農学部紀要39号95-110頁（2006）。前掲注16）『水産経済学』113-125頁。前田洋介総務部課長に対する聴取調査（2012年6月15日）により記述。

十三湖内の漁場へ移植・畜養し、禁漁期等に利用、②トレーサビリティ・システム導入により、生産者別落札情報をデータベースに記録、③漁獲量に関する違反操業者には過怠金・操業停止などの罰則を自主的に設定があげられる。これらの努力により、十三湖のシジミ資源は安定した状態にある⁷²。

南かやべ定置漁業協会は定置網（大謀網）という魚群を待つて漁獲する受動的で、魚を獲り尽くすことのない漁法を評価され、8魚種という多くの魚を対象に2011年5月にMELジャパンの生産段階認証を取得している。漁獲量の大半をTAC種が占めているが、漁獲データ等の報告に基づき、経営体別・魚種別データは過去6年間分が電子データとして保管されている。網目拡大、幼魚の海中放流などの他、箱網への入網状況の水中カメラのモニターによる漁獲量・主な魚種などの漁獲管理も実施している⁷³。

これらの申請にあたっては、資源量調査が求められるため、水産試験場等の研究機関との連携が不可欠である。

4 日本の水産物認証制度の課題

水産エコラベル貼付商品に関する需要調査は幾つか行われているが、そのうち①森田玉雪他調査⁷⁴、②大石卓史他調査⁷⁵、③WWFジャパン等調査⁷⁶

72 MEL ジャパン生産段階認証・概要「十三湖シジミ漁業」より。

73 MEL ジャパン生産段階認証・「南かやべ定置漁業」の概要より。

74 前掲注27)『資源経済学への招待』173-204頁（「水産エコラベリングの発展可能性」）。

75 大石卓史他「水産エコラベル製品に対する消費者の潜在的需要の推定」日本水産学会誌76巻1号26-33頁（2010）。

76 山内愛子他「海洋の生物多様性保全と持続可能な利用」水産振興517号67-69頁（2011）。日本でもエコラベルを！消費者意識を調査 | 持続可能な漁業の推進 (<http://www.wwf.or.jp/activities/2010/02/782310.html>)

を取り上げ、上記聴取・現地調査等と合わせ、課題を探る。

①は㈱日経リサーチに委託して、事前調査を経た上で、2009年3月5日～10日に「お魚の購入に関するアンケート」本調査として実施されたものである。その結果は、(a)消費者が魚購入に際して基準として重視するのは、鮮度、安全性、値段と続き、環境に配慮した漁獲、トレーサビリティは下位になっている、(b)漁獲量減少という情報を与える前後で消費者意識に有意な変化が見られる、(c)選択されやすいラベルとしては、価格の割引シール、エコマーク、リサイクル識別表示マークの順であるが、割引シールとエコマークがほぼ同数、(d)水産エコラベル認証機関として信用できるのは、日本政府、国際機関、日本の漁業団体の順で、日本のNGOや非営利団体等よりも上位、(e)エコラベルに有意にプラスに働いた属性変数は、女性、高収入世帯、環境配慮重視、トレーサビリティ重視である。事前・事後調査を通じて、日本の消費者は水産資源の状況に関する認識に乏しいが、情報が得られれば水産エコラベルの負担をする意思があること、水産資源量に関する情報内容や伝達方法が消費者の意思決定に影響を及ぼすことが示されている。

②は東京都内及び大阪府在住の一般住民を対象に2007年11月～2008年2月にかけて郵送アンケート方式で実施されたものであり、製品としては消費者に馴染みのある塩サケ（4種類）を設定している。その結果は、(a)資源管理が徹底された水産物を積極的に購入すべきとする回答が約80%を占めた、(b)国内産あるいはエコラベル付きの塩サケほど、選択確率が高くなる、(c)最も高い評価を示した属性は「国内産」であった。

③はWWFジャパンとWWFアメリカがロードアイランド大学の若松宏樹氏のグループに委託、コープとうきょうの協力により、2009年に行われた水産エコラベルの価格プレミアムに関する潜在需要分析調査である。その結果は、(a)水産エコラベルを見たことがあるし、買ったことがあるという人が26%、見たことがない人が約60%、(b)乱獲や違法操業の情報を与えた場合は関心が高まった、(c)価格が多少高くても購入したい人が多

かった。

これらの結果から指摘できるのは次のとおりである。㊦日本における水産物認証制度に対する消費者の認識は低い、㊧水産資源の現状、エコラベルの持つ意味を認識すれば、多少高くとも購入する、㊨消費者の購入基準としては、鮮度、安全性が優先されるということである。聴取・現地調査の結果によっても、MSC・MEL ジャパンとも日本国内における消費者の認知度が低いため、取得による経済的効果は現在のところ出ていないとされているが、水産資源の状況と合わせて、水産エコラベルの持つ意味を消費者に周知していくことが求められる。ただし、欧米では流通販売企業にMSC水産物を取扱う動きが強まっていることから、特に欧米への輸出割合の高い事業者はそう遠くない時期にMSCの取得が必須となってくると思われる。なお、ITQと水産エコラベル認証は別制度であり、論理必然的に結びつくものでもない。従って、ITQを採用している漁業が水産エコラベルに関して有利な扱いも受けていない⁷⁷。農産物認証と比較した場合、農産物は農薬や化学肥料の削減による品質そのものに関するのに対し、水産物認証は漁法に対するもので漁獲物の品質とは一応切り離されており、食の安全とは直接つながらないことが理解を得にくい点といえるであろう。

VI まとめ

日本では漁業資源を維持・回復するため、持続可能な漁業の推進を目指した取組みが行われてきた。近年の資源水準は安定あるいはやや回復傾向にあるものの、全体的に漁業生産額全体の減少、漁業就業者の高齢化、漁船の高船齢化などが進行している。そこで、水産業改革高木委員会緊急提言や理論的にそれを引継ぐ行政刷新会議における水産業改革案では、

77 前掲注27)『資源経済学への招待』169-170頁。

TAC設定魚種の拡大と漁業者・漁船ごとの割当（IQ）、譲渡可能性個別割当（ITQ）の導入等を主張しているが、担当府省の回答は否定的であり、日本では「種々の操業に対する制限が地域特性等に応じてきめ細かく実施されており、この中で漁獲努力量の調整機能が発揮されて」おり、「我が国の資源状況は総じて概ね安定している」という現状認識とは大きな乖離がある。IQ・ITQを実施している欧米等の国の状況を見ると、導入しやすいのは①漁業構造・漁獲構成が比較的単純、②漁船数が少なく、水揚港が限定されている場合であり、③対象漁業も大規模なものになっていることが伺える。また、IQ・ITQ実施にあたっては、漁業免許・許可制などの投入量規制や技術的規制も組み合わせて実施しており、必ずしも規制緩和・事務削減につながるものでない。IQ・ITQ導入が成功した場合でも、独占化・寡占化が進行したり、多くの漁業集落が崩壊の危機に瀕したり、地方漁港の雇用力低下など、地域経済への大きな影響が生じたりもしている。制度設計にもよるが、日本でIQ・ITQ制度を実施する場合には、配分の対象・方法・有償か否かなどの困難な問題があり、実施・管理コストが多額にのぼるのみでなく、非常に複雑なものになることが懸念される。

TAC・IQについては、生物学的知見の集積を前提に費用対効果を十分見極めた上で可能なものから導入の検討をしていくべきであるが、ITQは寡占化・独占化のおそれ、漁業権を有する漁業者の減少、複雑な制度による多大な維持管理費用の発生などの懸念、何よりも漁村社会の構造を一変させてしまう可能性が強いことから直ちには導入すべきでないと思われる。

日本では資源管理協定の締結、資源回復計画への参加、プール制の実施や漁獲制限、網目拡大など、地域により様々な漁業者の自主的取組が進められ、一定の成果をあげてきた。これらの取組みの主体となる、あるいはなるべき漁業協同組合の中には由比港漁業協同組合や明石浦漁業協同組合など経営組織として積極的な活動を行っている組合ばかりではなく、従来の思考方法を抜け出していない組合も存在する。資源管理における自主的取組が大きな成果をあげるか否かは、漁業協同組合の組織的体質改善にか

かっているといえる⁷⁸。今後漁獲量が大幅に伸びることは期待できないため、漁業者が生活できるだけの魚価を確保できるよう、販売・流通面での改善が求められる。

漁業・水産物認証制度は持続可能な漁業を実施している漁業者にとって、その取組みが認証されることは努力が報われると共にそうでない漁業との違いを消費者に明確に示す意味で非常に重要なことである。MSC・MELジャパンとも制度設立から日が浅いこと、水産エコラベルに関する消費者の認知度が高くないこともあって、取得・維持管理費用に見合う経済効果は目に見えて現れているわけではないが、ある程度の宣伝効果はあったようである。ただし、水産資源の状況に関する情報、エコラベルの意義を消費者が理解すれば、多少の負担は行う意思が示されていることからその普及啓発に工夫を凝らしていくことが求められる。特に、MSC認証については、欧米で流通販売企業にMSC水産物を取扱う動きが強まっていることから、欧米への輸出割合の高い事業者はそう遠くない時期にMSCの取得が必須となってくると思われる。

78 婁小波・小野征一郎「沿岸漁業における漁業管理と管理組織」東京大学水産論集36号43-45頁（2001）参照。牧野光琢・坂本巨「日本の水産資源管理理念の沿革と国際的特徴」日本水産学会誌69巻3号368-375頁（2003）は、日本とアメリカの制度を比較し、日本は「資源利用者による資源の保護・培養」、アメリカは「政府による資源管理と市民一般による資源利用」と特徴を述べた上で、日本の漁業者の課題を「漁家経営も含めた漁業操業の中での資源管理」の視点としている。

HPの最終閲覧日はすべて、2012年5月7日。